

## いしかわ

59

2015 Summer

## NPO ニュース

## 特集 認定・仮認定制度の今

## ● 教えて! i-ねっとのあおみさん

◆ 共創推進と協働推進、共助社会の違いは？

## ● いしかわの非営利団体を紹介します

◆ 一般社団法人粟津演舞場

◆ NPO法人ワークライフバランス北陸

## ● インフォメーション

## 忘れていませんか? 「事業報告書」の提出

NPO法人は、**毎事業年度終了後3か月以内**に「事業報告書」を提出する義務があります。提出を怠ると、**20万円以下の過料**となる場合がありますのでご注意ください。

Q: なぜ事業報告書を提出するのですか?

A: NPO法では、法人運営の自主性を尊重しており、NPO法人は自らに関する情報をできるだけ公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきである、という考えがとられています。事業報告書の提出を「義務だから仕方なく」と捉えるのではなく、「自分たちの活動をアピールするための機会」と考え、正確でわかりやすく、思わず参加したくなるような事業報告書を作成して、法人のPR手段として利用してください。

## 事業報告書の提出方法

提出先: 石川県NPO活動支援センターあいむ【〒920-0961 金沢市香林坊2-4-30香林坊ラモーダ 7階】

提出方法: 郵送又は持参

様式: 石川県NPO活動支援センターあいむのホームページに掲載されている様式をご活用ください。

<http://www.ishikawa-npo.jp/yousik/list-ninsyou.htm#4>

あいむ

# 認定・仮認定制度の今

認定NPO法人制度は、平成24年4月1日から国税庁ではなく所轄庁が認定を行う新たな認定制度として創設され、同時に仮認定NPO法人制度も導入されました。今回は、制度導入から3年が経過した中で、あらためて制度をご案内するとともに、石川県で認定・仮認定を受けているNPO法人の声などを紹介します。

## 1 認定・仮認定制度の概要

一定の要件（3ページに記載）を満たして、所轄庁（石川県）に認定・仮認定されることで、**税制上の優遇措置**を受けることができます。

仮認定は、一定の要件のうち、一部を満たさなくても受けられますが、認定と比較すると税制上の優遇措置が少なく、**設立後5年以内のNPO法人しか申請できないという違い**があります。

認定・仮認定NPO法人が受けられる税制優遇の内容とその期待される効果は次のとおりです。

税制優遇の内容	認定	仮認定	
寄附をした個人の寄付金控除	○	○	寄附の促進
寄附をした法人の損金算入限度額の拡大	○	○	
寄附をした相続財産の相続税非課税	○	×	
みなし寄附金	○	×	税負担の軽減

また、認定・仮認定NPO法人になることによって、税制優遇の他にも例えば次のようなメリットがあります。

### 社会的信頼性の向上

認定・仮認定の要件を満たしていると認められることによって、一層の信頼を得ることができます。

### 運営の適正化

認定・仮認定の要件を意識した法人運営を続けることにより、運営の適正化が図られます。

### 運営の透明性の向上

情報公開が必要な事項が増えることで、法人運営の透明性が高まります。

## 2 認定・仮認定を受けているNPO法人

石川県において、認定・仮認定を受けているNPO法人は次のとおりです。（平成27年6月30日現在）

認定NPO法人	えんがわ	おやこの広場あさがお	犀川桜千本の会
仮認定NPO法人	金沢アートグミ	クラブパレット	珠洲デカ曳山保存会

全国では、認定NPO法人549、仮認定NPO法人186、となっています。（平成27年6月26日現在）

### 3 認定・仮認定を受けたNPO法人からの声

今回は、実際に認定・仮認定を受けている石川県内のNPO法人にご協力いただき、認定・仮認定に関するアンケートを実施しましたので、その内容をご紹介します。



#### 認定・仮認定を目指したきっかけはなんでしたか？



- ・認定を受けることで、寄附金控除が受けられることから、特に法人や団体の賛助会員が多くなると考えました。また、各種財団法人などの助成金を受けやすくなると考えました。
- ・寄附が集まりやすくなると考えました。

やはり、NPO活動を拡大するための資金を得る方法として注目したことが伺われます。



#### 認定・仮認定を受けたことで法人運営や寄附に影響はありましたか？ また期待していた、または目指していた効果などは得られましたか？



- ・法人関係者には喜ばれ、他の法人の紹介も増えつつあります。  
また、財団法人や地方自治体からの助成金を受けやすくなってきています。
- ・寄附金の控除を行う人は、全体のうち1割に満たないのではないかと思います。  
まだ効果を感じられてはいません。

認定・仮認定の効果については、実感を得ているという法人とそれほどでもないという法人があり、必ずしもすぐに効果が現れるというわけではないようです。



#### 認定・仮認定をどのように活用されていますか？



- ・マスメディアを通じて、公益性が高い法人であることをアピールしています。  
地元の大学などからの問い合わせや相談、講演の依頼が増えています。
- ・仮認定という言葉が、制度を知らない人から見ると、NPO法人として認可を受けていないように受け取られてしまうので、なかなか名乗りにくいです。

認定・仮認定の活用についても、うまく成功を取めている法人がある一方で、苦勞している法人があることが伺えます。



#### 最後に、今後、認定・仮認定を目指す法人にアドバイスをお願いします。



- ・強い精神力と行動力をもって作業を進めないと、事は途中で終わることになると思います。
- ・支持基盤なく、寄附者を年100人以上平均で集め続けるのは、なかなか大変と実感しています。

## 4 まとめ：認定・仮認定を目指すにあたって

認定・仮認定を受けることで、税制優遇によって寄附をした方に大きなメリットがあるとともに、**法人運営の適正化が図られるなど、NPO法人そのものにも大きなメリット**があります。

しかし、アンケートの結果からは、そのメリットをどううまく生かしていくかについては、一筋縄ではいかない様子が伺われました。認定・仮認定を目指すにあたっては、どう要件を満たすかだけでなく、その点も十分に検討する必要があるといえそうです。

### 認定・仮認定の要件

認定を受けるには、次の①から⑨の要件を満たす必要があります。仮認定は、①以外の要件を満たす必要があります。

要 件	要件の概要
①パブリック・サポート・テスト要件 (PST)	NPO法人が、広く一般から支持されている度合いを表す指標 (PST：パブリック・サポート・テスト) をクリアしていること ・相対値基準：実績判定期間(※)の総収入に占める寄附の割合が5分の1(20%)以上であること ・絶対値基準：各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数が年平均100人以上であること
②活動の対象に関する要件	実績判定期間(※)における事業活動のうち、次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること ・会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動 ・特定の範囲の者に便益が及ぶ活動(注) など
③運営組織及び経理に関する要件	(1) 役員に占める役員の親族等・特定の法人の役員又は使用人等の割合が、それぞれ3分の1以下であること (2) 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿書類を保存していること (3) 不適切な経理を行っていないこと
④事業活動に関する要件	(1) 宗教活動、政治活動等を行っていないこと (2) 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと (3) 実績判定期間(※)における総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費の割合が80%以上であること (4) 実績判定期間(※)における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること など
⑤情報公開に関する要件	閲覧の請求があった場合には、事業報告書等を閲覧させること
⑥所轄庁への書類提出に関する要件	実績判定期間(※)の各事業年度の事業報告書等を提出していること
⑦不正行為等に関する要件	法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと
⑧設立後の経過期間に関する要件	設立の日以後1年を超える期間が経過していることと
⑨欠格事由に該当しないこと	認定または仮認定を取り消され、その取消の日から5年を経過していないなど、認定・仮認定の欠格事由に該当しないこと

(※) 実績判定期間

初回の認定申請・仮認定申請の場合は、直前の2か年の事業年度となります。

2回目以降の認定申請の場合は、直前の5か年の事業年度となります。

(詳細については、当センターまでお問い合わせください。)

# 「教えて! いねっとのおおみさん」



非営利団体のためのQ&Aシリーズ⑱

いしかわ市民活動ネットワークセンター 代表理事 青海 康男

Q

最近、横浜市からこちらに引越して来ました。あちらでは「共創推進」が市民活動の基本となっているのですが、「協働推進」とか「共助社会」という言葉をこちらでは使うようですね。その違いを教えてください。

A

それぞれについて公開されている文章をまとめてみました。

タイトル	共創推進の指針	「新しい公共」宣言	共助社会づくりの推進について(要約)
サブタイトル (補足)	共創による新たな公共づくりに向けて	古くからの日本の地域や民間の中にあつたが、今や失われつつある「公共」を現代にふさわしい形で再編集し、人や地域の絆を作り直すこと。	新たな「つながり」の構築を目指して
発行年月	平成21年3月	平成22年6月	平成27年3月
出 所	横浜市	内閣府第8回「新しい公共」円卓会議資料(要約)	内閣府共助づくり懇話会
概 要	共創とは、『社会的課題の解決を目指し、民間事業者と行政の対話によりより連携を進め、相互の知恵とノウハウを結集して新たな価値を創出すること』をいいます。	「新しい公共」とは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業やその他の事業体」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、 <b>協働することで評価されるその舞台を協働して定めること</b> が「新しい公共」を作ることに他ならない。	我々の目指すべき共助社会の姿は、「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな「つながり」が構築され、全員で作り上げていく社会」であると考える。
対 象	「公=行政等の公共部門」 「民=民間事業者(企業・NPO等)と位置付けた公民連携」を背景に要約すると (1) 企業を中心とした民間企業の活動を通し、 (2) 地域の活性化等につなげ、 (3) 新たな価値を創造する。	(1) 国民に対して 「新しい公共」の主役は一人ひとりの国民である。 (2) 企業に対して 本業そのものの社会性や、社会貢献活動などに対する多様な評価を受け止める。 (3) 政府に対して 「新しい公共」を実現するためには、公共への「政府」の関わり方、「政府」と「国民」の関係のあり方を大胆に見直すことが必要。	「8つの主体・24の課題」があり、「主体」のみをまとめると次の内容となっている。 (1) 地域住民 (2) 地縁組織 (3) NPO等 (4) 企業 (5) ソーシャルビジネス (6) 地域金融機関 (7) 教育機関 (8) 行政

要約すると「共創」は**行政と企業の関係**に新しい価値を見出そうとします。

「新しい公共」は、行政、企業、国民というくりで、それぞれが評価されるべき**協働の場**をつくる必要があります。

「共助社会」は「新しい公共」の**関係をもっと対等な8つの主体へと分解した**、と読むことができるでしょう。

このように、時代的な背景を基に、政策として理想とする市民社会のあり方が描かれてはいますが、究極的には、かつては万能だった資本主義のあり方や、人が人らしく暮らす民主主義のあり方への、さまざまなアプローチの種別と解釈しても良いでしょう。こうした「手法の言葉」だけが、本来の意味から離れて勝手に自治体の施策に使われて行くことのないよう、切り口はなんであれ、その言葉が意味する内容の施策や事業であるかどうか、私たちが理想とする社会の姿ですから、市民の側からも、きちんと評価することが大切です。

## 一般社団法人粟津演舞場

代表理事／木崎 馨雄

【事務所】石川県小松市井口町へ11番地

【電話・FAX】0761-65-3939

【E-mail】awazutheater1933@star.ocn.ne.jp

【HP】<http://awazutheater.com>



### 活動のきっかけ

粟津演舞場は、昭和8年に建設されました。当初は、松竹少女歌劇団や関西歌舞伎、活動写真などの公演に利用され、多くの観客を集めました。戦争の影響で軍需工場に転用された後は、芝居小屋として使われることはなくなり、いつしか、その存在は忘れられてしまいました。

近年になり、建物は解体されそうになりましたが、偶然、その外観が注目を浴び、過去の経緯が再び知られるようになると、地元の有志による保存活動が始まりました。

### 活動内容

私たちは、まず、失われてしまった劇場建築としての姿を演舞場に取り戻すための復元工事を行いました。そして、粟津演舞場は、花道や二階楼敷席、舞台などを備えた小規模ながらも本格的な芝居小屋として復活することができました。

演舞場では、現在、「サンキュー落語」という寄席を定期的で開催していますが、公演の際は演舞場の前に出店が並び太鼓の演奏が披露されるなど、地元の方々の厚いご支援もあり、おかげ様で大変好評を得ています。たくさんの方々にお越しいただき、少しずつではありますが、演舞場の知名度も上がってきているように思います。

私たちの活動により、粟津演舞場を訪れる人が増え、多くの方に粟津温泉の魅力を感じていただき、町の活性化の一助になればと思います。



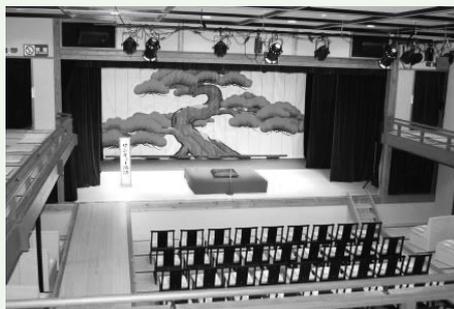
### 今後の展望

もっとこの粟津演舞場の存在を知っていただき、利用してもらいたいと考えています。

北陸新幹線が開通し、石川県を訪れる観光客の数がかなり伸びているということですが、例えば、東京など遠方から来られる方に、粟津温泉と粟津演舞場が観光のオプションとして認識してもらえれば、地元の賑わいにつながっていくのではないかと考えています。

演舞場は、イベント会場や地域コミュニティーなどの活動の場として幅広く利用していただけますが、どのように利用率を伸ばしていくかは課題だと思っています。

### 読者へのメッセージ



演舞場には、できる限りではありますが、音響や照明設備を整えていますので、寄席や芝居だけではなく、アマチュアバンドの演奏やカラオケ大会など、幅広く利用していただけます。

また、直接ご利用されない方もぜひお立ち寄りいただき、粟津演舞場の伝統的な芝居小屋のたたずまいをご覧ください。

様々な方にお越しいただくことで、世代を越えた交流が生まれ、粟津温泉は再び活気溢れる町として輝きを取り戻すことができるでしょう。

## 特定非営利活動法人 ワークライフバランス北陸

理事長／丸谷 めぐみ

【事務所】石川県金沢市北安江2-11-30 【電話】0767-256-1937 【FAX】0767-256-1938

【E-mail】wlb.hokuriku@gmail.com 【FB】www.facebook.com/worklife2015



### 活動のきっかけ

5年前、地元企業の経営者にワークライフバランスのことを説明すると、「福利厚生のことやる」「うちみたい小さなところは関係ないわ」といった反応が返ってきました。その時に、ワークライフバランスは、この北陸には、まだまだ浸透していない、理解されていないと感じました。

ワークライフバランスの考え方に、理解を得るために、普及させるために、私たちはNPO法人を創設し、活動を始めようと思いました。

### 活動内容



- ①ワークライフバランスの普及
- ②笑顔のリレーをつなげる事業
- ③会員向けのスキルアップ事業

私たちは以上の3点を、活動の柱にすえています。特に、働きながら子育てをしている人たちの現状を考えると、そうでないひとに比べ、ワークとライフの両立、相乗効果を得ようとするのが、難しいように感じます。私たちは、こういうお父さんやお母さんを対象に、ワークライフバランスの考えをご説明し、またお父さんやお母さんの生の声をお聴きし、その環境の改善や、取り組みについて応援的な存在になりたいと思っています。

### 今後の展望

北陸におけるワークライフバランスの普及は他の地域に比べ、遅れをとっています。

- 1) お父さんお母さんの代弁者として声を届ける。
- 2) 他エリアのワークライフバランス関係者との交流
- 3) 県や市の政策との協調

これらに取り組んでいくことにより、北陸での職場や生活の環境や条件の向上を目指します。

### 読者へのメッセージ

これを読まれている方々の中にも、仕事というのは「遅くまで会社にいる」「長時間働くことで生活が成り立つ」と思われている方がいると思います。自分一人では何も変わらない、社長や会社が変わらないと、まずはそこじゃない？という声を聞きます。

果たして、本当に、そうでしょうか？ご自分でできることはありませんか？そういうご意見を、もっともっとお聞きしたい。そんな場をつくりますので、ぜひあなたのお話を教えてください。



# INFORMATION

## 第17回石川県バリアフリー社会推進賞

石川県内で先駆的、模範的なバリアフリー社会づくりへの取組や活動を行っている個人や団体を表彰しています！この賞をきっかけに、県民の皆様にバリアフリー社会づくりについて、より一層の関心を持って頂きたいと思えます。たくさんのご応募をお待ちしています☆

募集部門	「活動部門」 「福祉用具部門」 「施設部門」 ○各部門において最優秀賞、優秀賞、奨励賞を決定します！
応募締切	平成27年8月31日(月)

詳細はコチラ

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/bariafree-hyousyou.html>

お申し込み  
お問い合わせ

石川県健康福祉部厚生政策課地域福祉グループ

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地 TEL:076-225-1419 FAX:076-225-1409 E-mail:kousei@pref.ishikawa.lg.jp

## つながり広がる石川の種を育てようⅢ (平成27年度石川県NPO起業実践講座開催事業)

「つながり広がる石川の種を育てよう」は、あなたの中にあるたくさんの種(経験や能力、個性)を発見して芽吹かせるお手伝いをする事業です。

いろいろなテーマで講座を開催しますので、ぜひご参加してください。

第1回	7月30日(木)	19~21時	金沢会場	自分の中にある「種」を探しませんか？
第2回	8月26日(水)	19~21時	金沢会場	不安を勇気に変えるため情報と知財のルールの人になろう！
第3回	9月 3日(木)	19~21時	金沢会場	【広報編】人が集まる！ライターの記事テクニック
第4回	9月17日(木)	19~21時	金沢会場	【広報編】魅力的なチラシはテンプレートを変えろ
第5回	10月15日(木)	19~21時	金沢会場	【運営編】できるチーム、できないチーム
第6回	11月 8日(日)	10~12時	能登会場	【活動編】起業した人が実行している5つのルール教えます
第7回	11月15日(日)	10~12時	加賀会場	【運営編】活動を深めたい！広めたい！仲間が増える法則
第8回	12月17日(木)	19~21時	金沢会場	【実務編】無理なくできる会計処理
第9回	1月21日(木)	19~21時	金沢会場	【実務編】活動記録を財産に変えるデータ管理術
第10回	3月17日(木)	19~21時	金沢会場	未来計画書のススメ

■ 金沢会場：石川県NPO活動支援センター ■ 能登会場：羽咋勤労者総合福祉センター ■ 加賀会場：小松市民センター

詳細・お問い合わせ・お申し込みはコチラ

<http://www.hyakumangoku.org/ishikawaseed3/>

## あいむの開館時間を延長します(8月1日から)

8月1日からあいむの開館時間が平日は午後10時までとなります。平日、お仕事などでなかなか時間が取れない方もご利用しやすくなります。

	火曜日から金曜日 ※月曜日、祝日は休館日です。	土曜日・日曜日
8月1日から	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 17:00
7月31日まで	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 17:00